

秋田県内の国道7号及び国道13号に海拔表示シートを整備します。

～津波被害を軽減するための取組～

国土交通省では、東日本大震災における津波被害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策の一つとして、全国的に道路施設等に海拔情報を表示することにより道路利用者に海拔情報を提供する取り組みを行っております。

秋田県内においては、国、秋田県などで構成する「秋田県道路交通環境安全推進連絡会議」において、整備範囲・仕様等の整備方針を決定しております。

国土交通省では、秋田県内の沿岸部において海拔表示シートを以下のとおり整備します。

●整備区間

(秋田河川国道管内)

国道7号 にかほ市象潟町小砂川字三崎～潟上市飯田川飯塚字上堤敷 間

国道13号 秋田市牛島西二丁目～秋田市川尻町字大川反 間

(能代河川国道管内)

国道7号 山本郡三種町天瀬川～能代市字上ノ山 間

●整備箇所数

(秋田河川国道管内) 247箇所 (L=99.6km)

(能代河川国道管内) 79箇所 (L=37.6km)

●整備対象構造物 道路標識、道路照明、道路情報板、CCTVカメラ、及び信号機の支柱等

●整備期間 平成25年 3月 7日～平成25年 3月24日

発表記者会：秋田県庁記者クラブ、能代市記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局

秋田河川国道事務所 電話番号 018-823-4167 (代表)

副 所 長 今野 敬二

道路管理課長 齊藤 正志

能代河川国道事務所 電話番号 0185-70-1001 (代表)

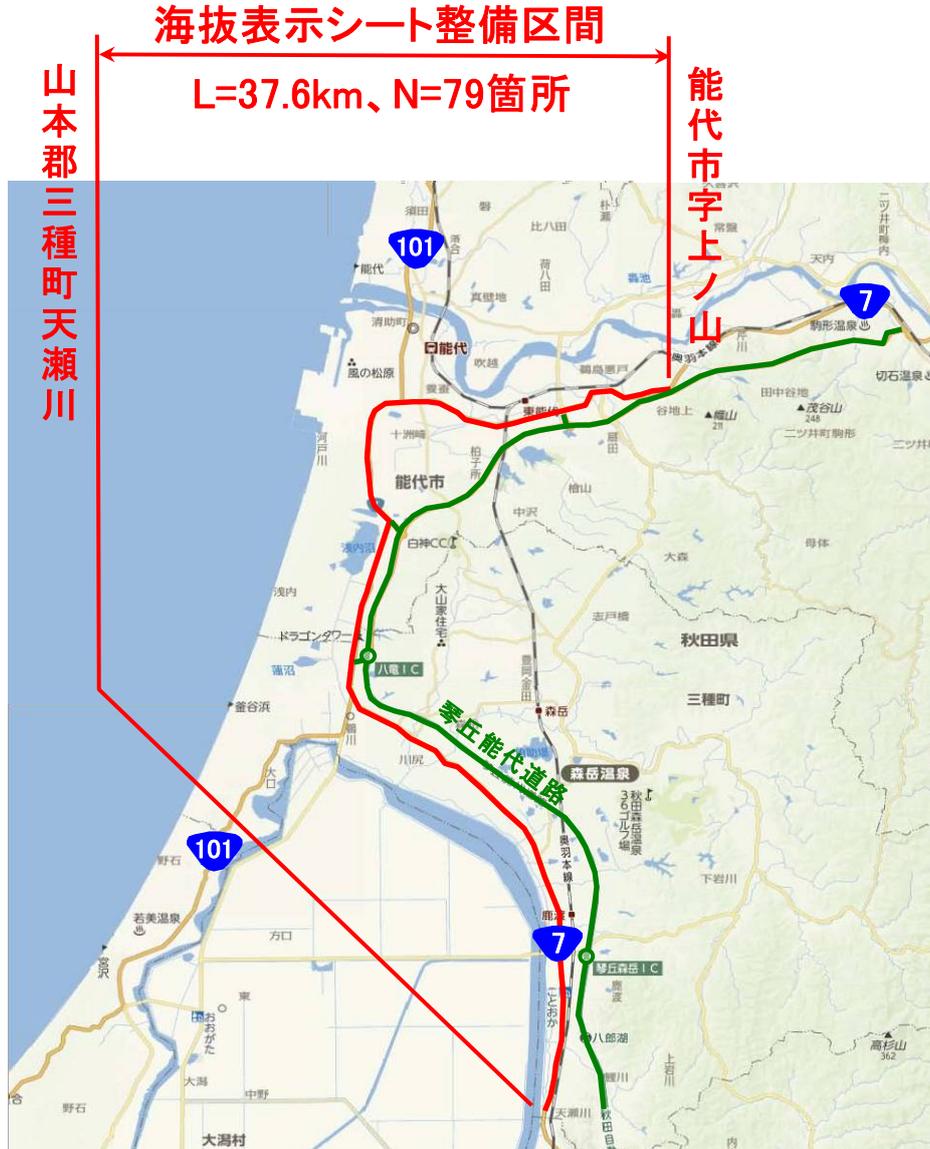
副 所 長 佐藤 寿昭

道路管理課長 三浦 邦彦

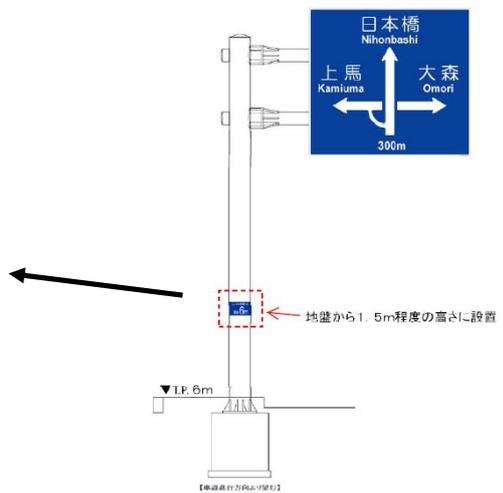
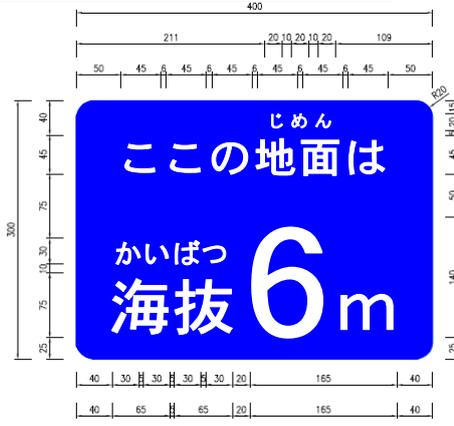
秋田河川国道管内 海拔表示シート整備区間



能代河川国道管内 海拔表示シート整備区間



表示シートレイアウト



国道企第27号
平成24年5月28日

北海道開発局長
各地方整備局長
沖縄総合事務局長 殿

道路局長

海拔情報の提供について

東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等に海拔情報を表示することによる道路利用者への海拔情報の提供を推進されたい。

事務連絡
平成24年5月28日

北海道開発局 建設部長
各地方整備局 道路部長
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

道路局 企画課長
国道・防災課長
環境安全課長

海拔表示シート設置方針（案）について

平成24年5月28日付国道企27号「海拔情報の提供について」により、道路施設等における海拔情報の表示について通知したところであるが、その設置方法等について、別添のとおり海拔表示シート設置方針（案）を作成した。

今後、海拔情報を提供しようとする各地域において、これを基に海拔情報の提供を推進されたい。

また、貴管内の都道府県、政令市へ本方針（案）を参考送付し、都道府県から市町村に対しても周知されるようお願いする。

なお、海拔表示シートの設置は、社会資本整備総合交付金等の対象であり、積極的に活用されるよう、併せて周知されたい。

海拔表示シート設置方針(案)

1. 目的

東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等に海拔情報を表示することにより、道路利用者に海拔情報を提供する。

2. 仕様等

仕様等については、道路標識適正化委員会^{注)}において調整の上、決定するものとする。調整に際しては、各地方公共団体の防災部局とも連携するものとする。

注) 各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容等を検討する委員会

(1) 表示対象区間・間隔

過去の被害実績や、想定される浸水区域等を参考に、海拔を表示する対象区間・表示間隔を設定する。

(2) 設置対象物

標識柱、門型柱、歩道橋柱等の構造強度が高い道路施設等で、人目につきやすい場所に整備されたものに海拔を表示する。

(3) 海拔表示シート

(形状)

- ・ 海拔を表示する帯状のシートとする。
- ・ 寸法は、縦を 30cm とする。

(色)

- ・ 青とする。

(材料)

- ・ 耐久性及び経済性を念頭に汎用材を選択する。

(設置位置)

- ・ 歩行者及びドライバーの目線高さにあわせて、地盤から 1.5m 程度の高さに、設置するものとする。
- ・ 道路利用者にとって視認しやすい位置に海拔を表示するものとする。

(その他)

- 表示する海拔（東京湾平均海面(T.P.)を基準）は整数（小数点以下は四捨五入）とする。

※表示する海拔は、既存の測量成果や国土地理院の基盤地図情報等を有効に活用する。

- 小学校周辺等に設置する場合は、「^{かいぼつ}海拔」とふりがなを振る等の配慮をすること。
- 既に海拔表示を行っている地域においては、現在表示しているものの対応を妨げるものではない。



図1 海拔表示シートの様式案

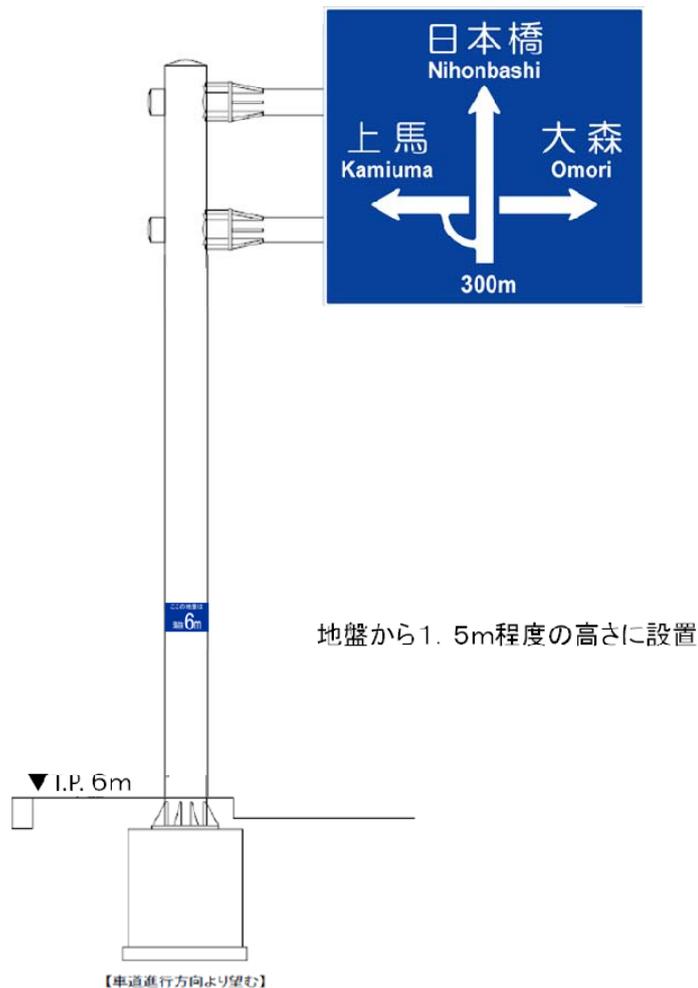


図2 海拔表示シートの設置例